

奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十四号

奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

奈良県特別会計設置条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十五号及び第二条の表第十五号を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の奈良県特別会計設置条例第一条第十五号の規定に基づく奈良県病院事業清算費特別会計の平成二十八年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。この場合において、同年度の決算上剰余を生じたときは、これを奈良県一般会計に繰り入れるものとする。

3 この条例の施行の際現に奈良県病院事業清算費特別会計に属する権利及び義務は、奈良県一般会計に帰属するものとする。